

令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険料(税)の減免等の取扱いに関するQ&Aについて

令和3年6月 11 日
厚生労働省保険局国民健康保険課

【申請受付】

問 1-1 保険料(税)減免の実施時期(申請受付開始時期)については、いつ頃を想定しているのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付事務連絡、以下「事務連絡」という。)別紙のとおりお示ししたところである。

当該事務連絡を踏まえて、保険者においては、できる限り速やかに保険料(税)減免に係る周知広報や申請受付等を開始していただきたい。

問 1-2 現下の状況を鑑みて、感染拡大防止に資するような申請方法を検討しているが、何かよい案があれば参考までに教えていただけないか。

(答)

例えば、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法が考えられる。

【減免に対する財政支援の算定基準】

(世帯の主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病)

問 2-1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に新型コロナウイルス感染症により死亡・重篤な傷病を負った場合に、令和3年度保険料が財政支援の対象となると考えてよいか。また、令和3年3月31日までに死亡した場合又は同日まで重篤な傷病を負っていたが、令和3年度にはすでに回復している場合は、令和元年度及び令和2年度の保険料が財政支援の対象であり、令和3年度保険料は財政支援の対象とならないと考えてよいか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-2 重篤な症状を負った期間が令和2年度から令和3年度に跨いでいる場合は、令和元年度(令和2年2月以後納期限分)、令和2年度、および令和3年度の保険料(税)が財政支援の対象となると考えてよいか。

(答)

重篤な傷病を負っていた期間の一部が財政支援の対象期間に含まれている場合には、減免対象とした場合に要した費用は財政支援の対象となる。

問 2-3 「重篤な傷病」の定義如何。

(答)

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいう。ここにいう1か月以上の期間には、宿泊療養や自宅療養に係る期間も通算して差し支えない。

問 2-4 新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負ったことについて、何により確認を行えばよいか。

(答)

医師による死亡診断書や診断書等により確認することが考えられる。

(世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少)

問 2-5 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指すのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響とは、新型コロナウイルス感染症や、そのまん延防止のための措置による影響を指すものであり、直接的・間接的に、新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていること等を踏まえると、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(例えば、懲戒解雇や令和元年中の離転職等が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)を除き、国の財政支援の対象から除外するものではない。

問 2-6 事務連絡(別紙1)及び(別紙2)の2(1)①又は②の「主たる生計維持者」とは世帯主のことを指すのか。

(答)

これまで保険料(税)減免に対する財政支援を行ってきた際、「主たる生計維持者」とは、基本的に「その者の属する世帯の世帯主」を指すものとして対応してきたおり、今回も、同様の考え方により対応されたい。なお、世帯主以外の世帯構成員の収入で生計が維持されている場合、その者が「主たる生計維持者」となり得るが、その場合には国民健康保険法施行規則第10条の2による世帯主の変更を行うことが考えられる。

問 2-7 事務連絡(別紙1)の2(1)②のⅰ及び(別紙2)の2(1)③における「事業収入等のいずれかの減少額」の「事業収入等」については、どういった収入が含まれるのか。株の取引による収入等は含まないのか。

(答)

事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかであり、株の取引による収入等は含まない。

問 2-8 事務連絡(別紙1)の2(1)②のiii「減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額」の「減少することが見込まれる事業収入等」及び(別紙2)の2(1)③における「事業収入等」とは、前年に比べて10分の3以上減少する事業収入等を指すのか。

(答)

貴見のとおりであり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

なお、事務連絡(別紙1)【表1】により、対象保険料額を計算する際の「B:世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額」についても同様であり、前年に比べて減少割合が10分の3未満の事業収入等は含まない。

問 2-9 事業収入等の減少については、あくまで「見込み」で判断することとして差し支えないのか。新型コロナウィルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、年間の見込みを判断するのは困難に思うが、どのように前年の当該事業収入等と比較すればよいのか。また、事業収入等の減少を証明する書類はどのようなものが考えられるか。

(答)

事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えない。

この「見込み」の判定方法については、例えば、申請時点までの一定の期間の帳簿や給与明細書の提出等により、年間を通じた収入の見通しを立てていただくなど、一定の合理性を担保しつつ判断いただくことが考えられる。

問 2-10 令和2年の収入額や所得額については、6月頃に税務担当課から提供を受けることから、減免の判断に関しても、それ待って、収入減少の程度を判断することとなるのか。

(答)

令和2年の収入額や所得額についても、確定申告書の写しや源泉徴収票の写しなどを用いることで、できる限り速やかに判断していただきたい。

問 2-11 事務連絡(別紙1)の2(1)②i の「事業収入等のいずれかの減少額」及び(別紙2)の2(1)③の「事業収入等のいずれかの減少」については、事業収入等の「合計額」の減少見込みではなく、「いずれか」の減少見込みで判断するのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-12 国や都道府県から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)については、事務連絡(別紙1)の2(1)②i の「事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」及び(別紙2)の2(1)③の「当該減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)」における、「保険金、損害賠償等により補填されるべき金額」に含まれるのか。

(答)

国や都道府県から支給される各種給付金については、事業収入等の計算に含めないことと

する。また、「合計所得金額」、「前年の所得の合計額」及び「前年の所得」については、税法上の取扱いに準じて対応いただきたい。

問 2-13 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額、事業等の廃業や失業について証明する書類は、どのようなものを想定しているのか。

(答)

保険金、損害賠償等により補填されるべき金額については、その有無を申請書に記載すること等により申告していただいた上で、該当するものがある場合には、帳簿や保険契約書等により確認するものと考えられる。

また、事業等の廃止や失業についても同様に、その該当の有無を申請書に記載していただく等により確認の上、該当する場合には、廃業等届出書や、事業主の証明等により確認するものと考えられる。

問 2-14 令和2年度の年間の収入見込みに基づき減免決定した後に、令和2年度の収入実績と見込み額とで差異が生じた場合には、再判定の必要はあるか。また、収入実績で判定したとき減収要件を満たさなかった場合には、減免決定を取り消されなければならないか。

(答)

減免要件である事業収入等の減少については、当省のQ&A(令和2年5月11付事務連絡)において、被保険者に対する迅速な支援の観点から、「見込み」で判断することとして差し支えないとしている。このため、結果として収入が3割以上減少しなかった場合でも、不正などにより、収入を過小に見込んで申告していたと認められる場合を除き、再判定をする必要は無い。

問 2-15 事務連絡Ⅰの2に「別紙1(別紙2)の基準に該当する被保険者に係る令和2年度相当分の保険料(税)額であって、令和2年度末に資格を取得したこと等により令和3年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについても、令和3年度の特別調整交付(補助)金により、令和3年度分の保険料(税)と同様の財政支援を予定していること。」とあるが、他にはどのような場合が該当するか。

(答)

「令和2年度末に資格を取得したこと」の記載は、令和2年度相当分の保険料(税)の普通徴収の納期限が令和3年4月以後に到来するケースの事例として記載しているものであり、被保険者の個別の事情に応じて保険者においてご対応いただくものとなる。

問 2-16 事務連絡Ⅰの2(市町村)(1)~(3)にある「保険料(税)減免総額(令和3年度分の保険料(税))」とあるが、令和3年度分の保険料(税)と同様の財政支援の対象となる令和3年4月以後に納期限が到来する令和元年度相当分の保険料(税)又は令和2年度相当分の保険料(税)の減免を行った場合には、保険料(税)減免総額に積算して差し支えないか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-17 事務連絡 I の2(市町村)(1)～(3)にある「保険料(税)減免総額(令和3年度分の保険料(税))」は、事務連絡の別紙1に基づく減免を行った保険料(税)減免総額となるのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-18 事務連絡 I の2(市町村)(1)～(3)にある「市町村調整対象需要額」は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算した額を用いることとなるのか。

(答)

貴見のとおり。

問 2-19 減免を実施した場合の地方負担分に対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することは可能か。

(答)

貴見のとおり。詳細については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q & A(第5版)」1-33をご参照いただきたい。

(参考) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q & A(第5版)」1-33

1-33 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当できるか。

本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として用途(事業内容)に制限はない。

ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当すること(制度要綱第3の3)から、本交付金を充当する費用(歳出)を地方公共団体において整理しておく必要がある。(減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。)

なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。

【公営企業会計】

実施計画の事業概要②(経費内容)は、「〇〇会計に繰り出し、〇〇の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。

【その他】

問 3-1 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について
は、令和2年1月1日を適用日としているが、なぜ適用日が異なるのか。

(答)

傷病手当金については、療養のため労務に就けないときの所得補填であり、令和2年1月に
国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたこと等を踏まえ、令和2年1月1
日を適用日としている。他方、保険料(税)の減免については、国内の感染拡大による影響や税
制における猶予措置の対応等を踏まえて、令和2年2月1日以降に普通徴収の納期限(特別徴
収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。)が設定されているものを対象としてい
る。

問 3-2 事務連絡(別紙2) 2(1)③における減免基準が市町村国保と異なっているのはなぜ
か。

(答)

国保組合の中には、規約により、前年所得金額等によらずに定額の保険料を設定している
場合も多く、市町村国保のように前年所得金額に応じた割合により保険料の減免を行うのでは
なく、より簡素な仕組みとして、減少率に応じた保険料の減免を行うこととしている。